

## 下水に含まれる肥料成分の利用拡大に向けた検討について Approach to promote the fertilizer utilization from biosolids resources

稲垣 圭介  
Keisuke Inagaki

農林水産省では、中長期的な観点から調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションの推進を目指す「みどりの食料システム戦略（以下「みどり戦略」）」を令和3年5月に策定した。また令和4年4月には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が成立、同年7月に施行され、環境負荷低減に向けた各種支援の取組を進めているところである。

みどり戦略においては、資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進を掲げ、バイオマス等の地域資源、未利用資源の一層の活用に向けた取組を推進している。

バイオマスに関しては、関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が連携してその活用推進に取り組んでいるところであり、令和4年9月に第3次バイオマス活用推進基本計画（以下「第3次基本計画」）を閣議決定し、バイオマスの活用に関する新たな指針・目標を定めたところである。

第3次基本計画における下水汚泥資源の位置づけとしては、汚泥中に含まれる有機物をエネルギー・緑農地利用した割合を示す「下水道バイオマスリサイクル率」を新規指標として追加し、令和12年までに有機物の50%が利用されることを目標として設定するとともに、バイオマスの特性に応じた高度利用の推進として、関係府省が連携した利用者の理解醸成や需給マッチング支援等の取組を通じた肥料化・リン回収等の緑農地利用の促進を図ることとしている。

上述の状況を踏まえ、令和4年度には下水に含まれる肥料成分の利用拡大に向けた官民連携の取組として「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」が設置された。同検討会は、学識経験者、肥料化に取り組む地方自治体、関係団体（肥料製造業者及び下水道事業者）及び農林水産省と国土交通省が構成員となり、下水に含まれる肥料成分の利用拡大における課題とその解消のため必要な取組を議論するものである。令和4年10月17日の第1回官民検討会を皮切りに、同年11月28日、12月23日の第2、3回と議論を重ね、その結果を踏まえた官民検討会の論点整理を令和5年1月20日に公表したところである。この論点整理では、「肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む」ことを取組の方向性として示すと同時に、自治体（下水道部局及び農政部局）、肥料製造業者、農業者・JA等、国のそれぞれの関係者に求められる役割を整理した。今後、この論点整理を踏まえて各関係者が取組を実施し、下水に含まれる肥料成分の利用拡大がより推進されることが期待される。

---

環境バイオマス政策課 Environment and Biomass Policy Division 環境保全